

晴美さんが利用できる 改正された国民年金保険料の免除制度

①平成26年4月から、国民年金保険料の免除申請できる期間が拡大されました。

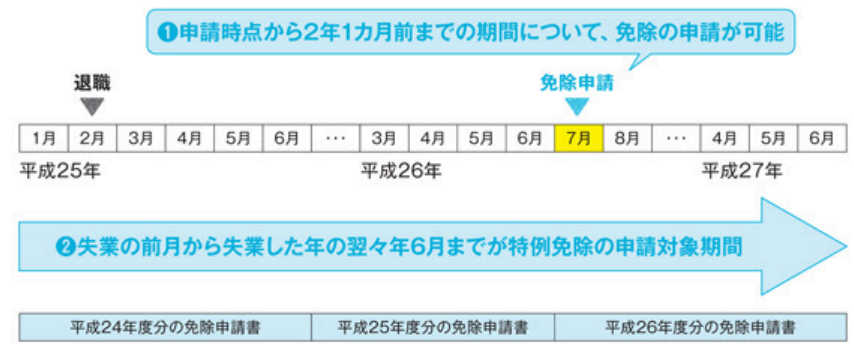
- 改正前 ▶ 申請時点の直前の7月までの期間について、免除申請が可能
- 改正後 ▶ 申請時点から2年1カ月前までの期間について、免除申請が可能

この改正により、申請時点(平成26年7月)から2年1カ月前(平成24年6月)までさかのぼって申請が可能となり、晴美さんは、平成25年2月の退職時までさかのぼって申請が可能。

②失業等の特例免除の対象期間が拡大されました。

- 改正前 ▶ 申請時点の前年度4月以降に失業等の事由が発生していることが条件
- 改正後 ▶ 失業等の事由発生の前月から失業等の事由が発生した年の翌々年6月まで

申請時点(平成26年7月)で見ると、晴美さんは平成25年2月退職なので、改正前の場合は特例免除を利用できなかったが、改正により、退職時までさかのぼり、平成27年6月(退職した年の翌々年6月)まで申請可能。



1枚の申請書で申請できるのは、1年度(7月~翌年6月)までなので、このケースは3枚の申請書が必要。

(注)さかのぼって免除申請できる期間は拡大されましたが、免除申請は速やかに行いましょう。申請が遅れると、万が一の障害年金などを受けられないことがあります。

MEMO

失業による特例免除の添付書類

失業したことを確認するため、退職時に会社から交付される「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」、「雇用保険受給資格者証」、離職票等がすでに手元にない場合は、本人がハローワークへ交付請求できる「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」のいずれかのコピーの添付が必要になります。



横山 玲子  
社会保険労務士  
よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
http://www.r-yokoyama-office.jp/  
Twitterアカウント @mayokor

国民年金保険料の免除申請期間の拡大

今月は、平成26年4月から始まった国民年金保険料の免除申請期間の拡大について、退職した場合を中心に説明します。



答える人 先生 社会保険労務士  
聞く人 晴美 アルバイト35歳(独身、ひとり暮らし)

国民年金保険料の免除制度のメリット 未納のデメリット

国民年金保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、免除制度を利用しましょう。免除の相談・申請手続きは、市区町村の国民年金課または年金事務所へ。

- 免除制度のメリット
- ◆ 免除が認められた期間は、老齢年金・障害年金・遺族年金を受けるために必要な期間に含まれるので、期間不足の心配がない。
  - ◆ 全額免除・一部免除(一部納付の保険料を納付した場合)の期間は、老齢年金の年金額に反映される。たとえば、平成21年4月以降の全額免除期間は、保険料を全額納付した場合の2分の1の年金が支給される。

- 未納のデメリット
- ◆ 未納期間は年金額に反映されない。
  - ◆ 期間不足により、老齢・障害・遺族年金を受けられないことがある。

晴美 昨年2月に会社を退職して、ずつと国民年金保険料を払っていないのですが……。

先生 退職してから、何か国民年金の手続きはしましたか？

晴美 いいえ、何もしていません。しばらくして納付書が送られてきたのですが、そのままにしています。

先生 免除申請はご存じですか？

晴美 知っています。でも、免除は前年の所得で審査されるので、平成25年2月退職の場合、平成24年は社員として収入があったから該当しませんよね？

先生 退職の場合は、退職者本人の所得を審査対象としない「特例免除」があるんです。

晴美 昨年2月に会社を退職して、ずつと国民年金保険料を払っていないのですが……。

先生 退職してから、何か国民年金の手続きはしましたか？

晴美 いいえ、何もしていません。しばらくして納付書が送られてきたのですが、そのままにしています。

先生 免除申請はご存じですか？

晴美 知っています。でも、免除は前年の所得で審査されるので、平成25年2月退職の場合、平成24年は社員として収入があったから該当しませんよね？

先生 退職の場合は、退職者本人の所得を審査対象としない「特例免除」があるんです。

晴美 昨年2月に会社を退職して、ずつと国民年金保険料を払っていないのですが……。

先生 退職してから、何か国民年金の手続きはしましたか？

晴美 いいえ、何もしていません。しばらくして納付書が送られてきたのですが、そのままにしています。

先生 免除申請はご存じですか？

晴美 知っています。でも、免除は前年の所得で審査されるので、平成25年2月退職の場合、平成24年は社員として収入があったから該当しませんよね？

先生 退職の場合は、退職者本人の所得を審査対象としない「特例免除」があるんです。

晴美 昨年2月に会社を退職して、ずつと国民年金保険料を払っていないのですが……。

先生 退職してから、何か国民年金の手続きはしましたか？

晴美 いいえ、何もしていません。しばらくして納付書が送られてきたのですが、そのままにしています。

先生 免除申請はご存じですか？

晴美 知っています。でも、免除は前年の所得で審査されるので、平成25年2月退職の場合、平成24年は社員として収入があったから該当しませんよね？

先生 退職の場合は、退職者本人の所得を審査対象としない「特例免除」があるんです。

晴美 昨年2月に会社を退職して、ずつと国民年金保険料を払っていないのですが……。

先生 退職してから、何か国民年金の手続きはしましたか？

晴美 いいえ、何もしていません。しばらくして納付書が送られてきたのですが、そのままにしています。

先生 免除申請はご存じですか？

晴美 知っています。でも、免除は前年の所得で審査されるので、平成25年2月退職の場合、平成24年は社員として収入があったから該当しませんよね？

先生 退職の場合は、退職者本人の所得を審査対象としない「特例免除」があるんです。